

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 新旧対照表

目次

○障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）（附則第八条関係）	．．．．．	1
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第九条関係）	．．．．．	2

○障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>3 （略）</p> <p>2 （障害者政策委員会の設置） 第三十二条（略） 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>3 （略）</p> <p>2 （障害者政策委員会の設置） 第三十二条（略） 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）            第四條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十三（略）</p> <p>四十四 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に關すること。</p> <p>四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に關する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に關する法律（平成二十五年法律第 号）第六條第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。</p> <p>四十五 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十六 六十二（略）</p>	<p>（所掌事務）            第四條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十三（略）</p> <p>四十四 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に關すること。</p> <p>四十五 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十六 六十二（略）</p>